

審査登録料金規則

一般財団法人 発電設備技術検査協会
認 証 セ ン タ ー

JAPEIC-MS&PCC

1. 目的

この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター(以下「JAPEIC-MS&PCC」という。)が行う品質マネジメントシステム審査登録及び環境マネジメントシステム審査登録に関する料金(以下「料金」という。)について定める。

2. 料金の種類

(1) 料金は、次の種類ごとに、別紙「ISO9001/ISO14001 審査登録料金表」に定める額とする。なお、本規則において規定する料金は、交通費を除き消費税を含まない。

- ①登録審査料金
- ②サーベイランス料金
- ③更新審査料金
- ④再審査料金
- ⑤登録証発行に係わる料金

(2) 特殊な事情により、前項によることが合理性を欠く場合には、別途協議による。

3. 料金の領収

JAPEIC-MS&PCC は、次に示す種類ごとの請求時期に料金を請求書により請求する。申請者及び登録組織は、JAPEIC-MS&PCC 指定の銀行口座に、原則として請求書を受領した月の翌月末までに振込むものとする。

種類	請求時期
登録審査	判定結果通知時
更新審査、再審査	登録証の交付時
サーベイランス	審査報告書発行後
登録証の発行	登録証発送時

4. 実施

(1) 改訂した規則は、2014年4月1日以降に発行する請求書から適用する。

別紙 ISO9001/ISO14001 審査登録料金表

1. 登録審査

(1) 申請料金 100,000 円(税別)／件

(2) 基本料金

(単位：円)

審査対象 従業員数(人)	JISQ9001		JISQ14001
	設計あり	設計なし *	
1-30	210,000(税別)	160,000(税別)	210,000(税別)
31-100	380,000(税別)	270,000(税別)	380,000(税別)
101-250	430,000(税別)	320,000(税別)	430,000(税別)
251-500	540,000(税別)	430,000(税別)	540,000(税別)
501-1000	650,000(税別)	490,000(税別)	650,000(税別)
1001-2000	810,000(税別)	590,000(税別)	810,000(税別)
2001-4000	980,000(税別)	760,000(税別)	980,000(税別)
4001-8000	1,140,000(税別)	870,000(税別)	1,140,000(税別)

* JISQ9001 規格 7.3 設計・開発の全要求事項が除外される場合。

(3) 審査料金

審査料金は、各項目の工数に単価を乗じた額の総計とする。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1) 書類審査 | 109,000 円(税別)／人・日 |
| 2) 審査計画立案 | 同上 |
| 3) 実地審査 | 同上 |
| 4) 審査報告書作成(処置の確認を含む。) | 同上 |
| 5) フォローアップ審査 | 同上 |

(4) 登録料金 100,000 円(税別)／件 登録証(和文)1 通の発行を含む。

同一登録組織が JAPEIC-MS&PCC において品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)及び環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の両方を登録する場合は、各々の登録料金は 1/2 とする。

(5) 審査付帯費用 6. 審査付帯費用により算定した額。

2. サーベイランス

(1) 審査料金 前記 1. 登録審査(3)に同じ。

(2) 登録維持料金 100,000 円(税別)/年間

同一登録組織が JAPEIC-MS&PCC において QMS 及び EMS の両方を登録している場合は、各々の登録維持料金は 1/2 とする。

(3) 審査付帯費用 6. 審査付帯費用により算定した額。

3. 更新審査

(1) 基本料金 前記 1. 登録審査(2)に同じ。

(2) 審査料金 前記 1. 登録審査(3)に同じ。

(3) 登録維持料金 前記 2. サーベイランス(2)に同じ。登録証(和文)1 通の発行を含む。

(4) 審査付帯費用 6. 審査付帯費用により算定した額。

4. 再審査

(1) 審査料金 前記 1. 登録審査(3)に同じ。

(2) 審査付帯費用 6. 審査付帯費用により算定した額。

5. 登録証の発行料金

区分	料金(1枚につき)
英文登録証の新規発行	10,000 円(税別)
和文又は英文登録証の再発行	5,000 円(税別)
和文又は英文登録証の複製発行	5,000 円(税別)

6. 審査付帯費用

審査付帯費用は、交通費、宿泊費、日当及び移動に伴う拘束費とする。

(1) 交通費

① 算定

交通費は、協会旅費規則により起点となる駅から合理的に選定された順路により算定する。ただし、天災その他やむを得ない理由により、これによることができない場合は、申請者との合意を得た実経路により算定する。

② 起点

交通費算定の起点は、JR 浜松町(又は都営大門駅)、JR 大阪駅又は JR 広島駅、JR 博多駅のいずれかとする。

(2) 宿泊費 10,000 円(税別)／泊

ただし、他に宿泊先がないその他のやむを得ない理由によりこの宿泊費を超える場合は、実費とする。

(3) 日当 2,500 円(税別)／人・日

(4) 移動に伴う拘束費 6,500 円(税別)／人・時間

移動に伴う拘束費は、交通費算定の起点から最寄り駅までの所要時間(待合わせ時間を含まない。)に単価を乗じた額とする。

以上